「金沢市特別支援教育指針」改定骨子案についての

パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方(回答)

1 募集期間:令和2年8月3日~令和2年9月4日

2 募集方法:メール、郵便、ファクシミリ又は直接担当課の窓口へ持参

3 意 見:意見者数 25名 意見数 65件

【金沢市特別教育指針全般】

いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
1. 特学分校と地域の特別支援学級の違いが 保護者にわかるように詳しく周知してほし い。	金沢市には、中央小学校芳斎分校、小将町中学校特学分校という、小・中学校の分校として設置された特別支援学級があります。両校では、集団学習の良さを生かし、児童同士のかかわりを大切にした豊かな実践がなされています。今後も、その旨を指針の中に明示すると共に、就学相談等の機会に周知していくように努めます。
2.特別支援教育として、通級教室が、他校に ある場合がほとんどです。そちらに出かけ るために、自分のクラスの仲間と離れるこ とは、共生社会とは言えません。せめて、同 じ学校の中に作って下さい。	通級指導教室の拡充にあたっては、教員 配置及び教室となる学校施設の確保など の課題も踏まえ、引き続き、特別支援学級、 特別支援学校等一人ひとりの特性に合わ せた多様な学びの場があることも含めて、 互いを認め合う集団づくりを目指してい きます。
3. いつまでも「就学指導委員会」などという ネーミングでは、上から目線の姿勢を批判 されることはあっても、本人・保護者の教育 的ニーズをしっかりと受け止め、支援の立 場を貫こうとするあり方は伝わりません。 中央教育審議会の指摘にもあるように「教 育支援委員会」と名称変更したらいかがで しょうか。	児童生徒の教育的ニーズや本人・保護者の意見等を踏まえた総合的な観点が大切であることから、平成26年度から「教育支援委員会」という名称に変更し、個別に審議しています。
4. 前回(10年前)のパブリックコメントに対して、以下の3点について県教育委員会と協議するとなっておりましたが、どのような協議がなされ、結果どうなったのかを示していただけないでしょうか。 ①交流授業50%規制の廃止 ②中学校卒業後の進路指導について ③通級指導教室設置に伴う教員の配置について	 ①交流及び共同学習の時間数については、子どもの実態や保護者の要望等により、内容の充実を図っています。 ②本人・保護者に対して進路先の情報提供の充実に努めています。さらに、学校見学や体験入学等を通して、適切な進路選択につなげることが重要だと考えています。 ③通級指導教室の教員数については、法改正が行われたことから、今後、県の動向を踏まえ充実を図っていきます。

5. ①「同じ場で共に学ぶことを追求する」方 国は、共生社会の形成に向けて、「同じ場 向性を明記 で共に学ぶことを追求するとともに、個別 ② 障害のある子どもが通常学級で学習す の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対 るための環境整備(物的人的内容的支援) して、自立と社会参加を見据えて、その時 ③ 医療的ケアの必要な子どもの受け入れ 点で教育的ニーズに最も的確に応える指 導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整 体制の明記 ④ 特別支援学校高等部以外の高校進学を 備する」としており、これらの趣旨を踏ま 含めた進路保障(県にまかせるのではな え、改定作業を進めていきます。 く、市立高校もあります) ⑤ インクルーシブ教育システム構築に向 けた教職員(教育委員会指導主事も含め た)の研修 ⑥ 50%上限規制の是非を含めた「交流授業」 のあり方 ⑦ 就学指導のあり方 6. 就学、あるいは、就学後もどのような道が 今後とも引き続き、本人、保護者の思い あるのか、本人・保護者の思いを丁寧にお聞 を大切にした教育相談を行っていきます。 きしながら、情報提供を行っていく。このプ ロセスを大事にするという思いを指針に盛 り込んでいただき、今後、本人、保護者の思 いが大事にされていく教育相談のあり方が 確認できればいいなと感じています。 7. 基本理念や基本方針の中に、障害者基本 今後、検討していきたいと考えています。 法の中に書かれてあるように「可能な限り 障害者である児童及び生徒が障害者でない 児童及び生徒と共に教育を受けられるよう 配慮」する文面を、明記するようお願いしま す。 8. 校舎各階への多機能トイレ設置、色覚障 貴重なご意見であり、関係課と連携しな 害を持つ児童生徒への対応として、学校で がら、今後適切に対応していきたいと考え の色覚チョーク全面採用など、従来の特別 ます。 支援教育の枠ではこぼれがちなニーズに対 しても、本指針や本編改訂版に明記してほ しい。 9. 表紙に発行年月を、また奥付(担当部署名 検討していきたいと考えています。 やそのメールアドレスも)を付けて、改訂版 であることが一目でわかり、より活用され るようにしてください。 10. 改定指針の方向性を考えた時、「特別支援 貴重なご意見として、今後の参考とさせ 教育指針」では、今までの教育と変わったこ ていただきます。 とが伝わりません。障害のある子のためだ けの教育でなく、障害のある子と周りの子 どもたちが共に学ぶことを大切に考えてい るのだと伝わるような指針名、「金沢市共に 学び合う教育指針」「金沢市共生教育指針」 などを検討してください。

【1 金沢市特別支援教育指針の改定について】

いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
11. 指針の題を、「特別教育指針」だけではな	貴重なご意見として、今後の参考とさせ
く、「共生社会の形成に向けたインクルーシ	ていただきます。
ブ教育システム構築のための特別支援教育	
指針」としていただきたいです。	

【2 指針改定の背景と方向性について】

[2	指針改定の背景と方向性について】	
	いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
	12.「改定の背景」に「同じ場で共に学ぶこと	学びの場は、児童生徒の実態と本人・保
	を追求するとともに」と書かれています。こ	護者及び教育支援員会の意見をもとに、総
	れは「インクルーシブ教育」を踏まえると地	合的に判断することが大切だと考えてい
	域の小学校に通い、地域の同級生と同じク	ます。
	ラスで同じ授業を受けることだと思いま	
	す。	
	13.「同じ場で共に学ぶことを追求するととも	国は、「同じ場で共に学ぶことを追求す
	に、自立と社会参加を見据えて、その時点で	るとともに、個別の教育的ニーズのある幼
	教育的ニーズに最も的確に応える指導を提	児児童生徒に対して、自立と社会参加を見
	供できる、多様で柔軟な仕組みの重要性	据えて、その時点で教育的ニーズに最も的
	(連続性のある「多様な学びの場」の整備)」	確に応える指導を提供できる、多様で柔軟
	「合理的配慮の提供の義務」等については	な仕組みを整備する」としており、これら
	きちんと指針に反映させて下さい。	の趣旨を踏まえ、改定作業を進めていきま
	14. 改定指針の方向性の 1 番に共に学ぶこと	す。
	ができる環境の整備と配慮が挙げられてい	
	るので、是非これを「目指すべき方向性」に	
	盛り込んでいただきたいです。	
	15. 『同じ場で共に学べること』『共に学ぶこ	
	とができる環境の整備をすること』を、しっ	
	かりと明確に記載してほしいです。	
	16.「目指すべき方向性」には、「共に学ぶ」と	
	か「インクルーシブ教育」といった文言がま	
	ず最初に出てくるべきなのではないでしょ	
	うか?	
	17.「目指すべき方向性」については、「共に学	
	ぶことを基本とした、子供一人一人の教育	
	的ニーズに配慮した、きめ細やかな教育」と	
	したほうがよい。	
	18.「目指すべき方向性」の項について、ここ	
	にも改定指針の方向性①に基づいて、「共に	
	学ぶ」視点についても明記していただきた	
	いです。	
	19. 「共生社会の形成に向けたインクルーシ	
	ブ教育システム構築」、「同じ場で共に学ぶ	
	ことを追求する」などとありますが、 改定	
	内容の基本方針・基本理念に、この部分が反	
	映されていない。	

20. 「子供一人一人の教育的ニーズに配慮した、多様できめ細やかな教育」と書かれていますが、これでは従来のものと変わっていません。障害のある児童生徒に特化したもの、現状の「分ける」教育を持続させるものと見えます。「障害を個性として受けとめ合える教育」としていただきたいです。

貴重なご意見として、今後の参考とさせ ていただきます。

21. 国内の動向だけでなく、障害を持つ人への教育に関する国際的な動向についても、明記してください。

貴重なご意見として、今後の参考とさせ ていただきます。

[3	主な改定内容について】	
	いただいたご質問・ご意見	金沢市の考え方
基	22.「基本理念」に「共生社会の形成」という	国は、共生社会の形成に向けて、「同じ場
本	文言が入れられたことは評価されます。そ	で共に学ぶことを追求するとともに、個別
理	のための「特別支援教育の推進」の最終目	の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対
念	的は「共生共学・インクルーシブ教育の実	して、自立と社会参加を見据えて、その時
	現」にあることを明記すべきと考えます。	点で教育的ニーズに最も的確に応える指
基	23.「基本理念」については、「○時代に即した	導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整
本	基本理念へと改定」とのことなら、「・共に	備する」ことや「連続性のある『多様な学
理	学ぶことを追求する教育」との文言が必要。	びの場』を用意しておくこと」とし、さら
念		に、「基本的な方向性としては、障害のある
基	24.「基本理念」には、「時代に即した基本理念	子どもと障害のない子どもが、できるだけ
本	へと改定」とあります。時代は共生社会に	同じ場で共に学ぶ」場合には「それぞれの
理	向かっているものと思われますが、ここで	子どもが、授業内容が分かり学習活動に参
念	も特別支援教育の推進が謳われています。	加している実感・達成感を持ちながら、充
	特別支援教育はあくまで、「個別支援」の教	実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に
	育だと考えます。ここでも、改定の背景や	付けていけるかどうか、これが最も本質的
	改定指針の方向性に書かれているように、	な視点である」としています。これらの趣
	「同じ場で共に学ぶこと」について、明記	旨を踏まえ、改定作業を進めていきます。
	していただきたいです。	
基	25.「基本理念」においては「共生社会の形成	
本	に向けた特別支援教育の推進」「子供の可能	
理	性を最大限に伸ばす教育の充実」としか書	
念	かれておらず、共生社会の形成のために基	
	礎となる「同じ場でともに学ぶ」ことが書	
	かれていません。	
基	26.「基本理念」の中に原則、すべての子供を	
本	受け入れることを前提に、「障害のある児童	
理	生徒と障害のない児童生徒が相互に理解	
念	し、共に支え合うことを大切にする」との	
	最も大切な文言を入れていただきたいと思	
	います。	
基	27. 共生社会を実現するためには、幼児期や	
本	学童期から、分けずに「共に学ぶ」ことが大	
理	切ではないでしょうか。「共に学ぶ」という	
念	言葉をもっと前面に出してください。	

基	28.「共生社会の形成に向けた特別支援教育の	表現については、検討していきたいと考
本	推進」から「特別支援教育の」を削除し、「共	えています。
理	生社会の形成に向けた教育の推進」として	~ CV · & y 。
念	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
泛	ください。「子供の可能性を最大限伸ばす教	
	育の充実」を「子どもたちの可能性を最大	
	限伸ばす教育の充実」としてください。ま	
	た、「子供」という表記はこのような場面に	
	はそぐわないと思われるので、「子ども」と	
	してください。	
基	29. 近年、マイノリティ支援の場で注目され	貴重なご意見であり、関係課とも連携
本	ている「Intersectionality(インターセク	し、今後の参考とさせていただきます。
理	ショナリティ)」への対応についても言及す	
念	べきです。	
基	30.「保護者への早期からの就学相談を充実」	今後とも引き続き、保護者からの意見を
本	とあります。改定指針の方向性の①にも「共	大切にした相談に努めていきたいと考え
方	に学ぶことができる環境の整備と配慮」と	ています。
針	あります。「特別支援教育」ばかりでなく、	
1	インクルーシブ教育についても勧めている	
	のでしょうか。障害のある子は特別支援学	
	校や特別支援学級と決めつけて相談をしな	
	いようにして欲しいです。	
基	31. 障害のある・ないに拘らず一人ひとりの	今後とも一人ひとりの教育的ニーズに
本	子どもに関してきめ細やかな教育支援を講	対応しながら、集団としての醸成を目指し
方	ずることが必要なことは言うまでもないこ	ます。
針	とですが、その前提には一人ひとりの子ど	6 / 0
2	もの姿とその子を含む子どもたちの集団の	
	姿が常に全体としてとらえられていること	
	が必要と考えます。	
基	32. 「一体的に整備する小・中学校特学分校が	同じ障害のある児童生徒同士の集団で
本	果たす機能の整理」については、縮小、廃止	の学びを希望している本人や保護者の意
方	するための整理と考えてよいでしょうか。	見に適切に対応していくためにも、小・中
針		学校の特学分校が果たす役割は、本市にと
	「共に学ぶ」「自分の生活する地域において	, , , . , , ,
3	教育の機会が与えられること」の観点から	って引き続き重要であると考えています。
	すると、上記の学校の必要性はないと考え	
++-	ます。	
基	33.「一体的に整備する小・中学校特学分校が	
本	果たす機能の整理」について、この文言は、	
方	分けた場で教育をするための学校をこれか	
針	ら整備し機能させる、という意味かと思い	
3	ます。それは、改定の背景、改定指針の方向	
	性とは真逆のことであり、時代にも大きく	
	逆行し、改定理由とも全くそぐわないこと	
	です。行政が分けた場での教育を肯定し推	
	進している、と受け取れ、就学先を暗に誘	
	導していることになり、障害児を持つ親に	
	対しての大変な圧力となります。削除して	
	ください。	

基	34.「一体的に整備する小・中学校特学分校が	
本土	果たす機能の整理」の部分ですが、分校を	
方	作る発想の時点でインクルーシブ教育では	
針	なくなっています。もし整備等が始まるの	
3	でしたら、直ちに中止していただき、その	
	予算を支援員さんを増やしたり、医療的ケ	
	アが必要な子や車椅子の子たちのエレベー	
	ター設置の費用に当てたりしていただきた	
	いです。	
基	35.「一体的に整備する小・中学特学分校が果	
本	たす機能の整理」について、ですがこれは	
方	共に学ぶ教育からかけ離れています。分け	
針	た場での教育が進むことになると考えられ	
3	ます。	
基	36. 特学分校の果たす役割も、軽度発達障害	
本	児などを集めた支援学校の色合いが濃く、	
方	これでは健常児と障害児が共に学ぶ環境と	
針	いうよりは、学校運営のやりやすさ優先の	
3	ように見えます。	
基	37. 小・中学校特学分校は、地域の学校から切	
本	り離されたものになっていきます。これは、	
方	「共に学ぶ」という方向に逆行するもので	
針	あると認識して下さい。	
3		
基	38.「一体的に整備する小・中学校特学分校が	中央小学校芳斎分校及び小将町中学校
本	果たす機能の整理」とは、特別支援学校に	特学分校の機能について記載していきま
方	イに が 機能の 歪在」 こは、 特別 文版 子似に ついての記載でしょうか?	す。
針	フィ・くり 山戦 くしょ ブル・・	9 0
3		
基	39. 「基本方針の3」について、	インクルーシブ教育の推進のためには、
本	a. 特別支援学級在籍の子どもたちが通常学	特別支援学級の担任と通常の学級の担任
一方		の間で、目標や支援について情報を共有す
	級で学ぶにあたっては、その子どもの特性 に応じ柔軟に講ぜられるべきであって一律	
針		ることが重要であると考えます。
3	機械的な制限は行わないよう明記すべき、	両分校についても、組織的に計画的、継
	b. 中央小学校芳斎分校、小将町中学校特学	続的な交流及び共同学習の実施となるよ
	分校の機能の整理に当たっては別学体制を	う努めていきます。
	補完するような「センター化」すなわち「金	
	沢市立特別支援学校」を図るようなことな	
	く、「共生共学・インクルーシブ教育の実現」	
	のためのセンター機能を持たせ、通常学級	
	の子どもたちとの日常的な交流の強化を図	
	るよう明記すべきと考えます。	
基	40. 特別支援学級が分校として存在すること	
本	は、交流が毎日の普通の生活とはなりませ	
方	ん。交流は、毎日の生活であるべきです。分	
針	校としての特別支援学級には反対です。通	
3	常学級の子どもたちにとっても、いろいろ	

	な子どもたちが一緒に生活することはとて	
	も大切なことです。特別の日だけ一緒のス	
	ペースで学習しても、特別なお客さんであ	
	って、心を通わせる友だちにはなりえませ	
	ん。休み時間を一緒に過ごせることがとて	
	も重要です。	
基	41. 基本方針の中で唯一出てくる「通常学級」	表現については、検討していきたいと考
本	という言葉。しかし「通常の学級の他」との	えています。
方	表現は排他的なイメージで適切ではありま	
針	せん。「通常の学級、通級指導教室、特別支	
3	援学級など、~~」の表現が、ごくごく一般	
3	的で自然で普通です。	
基		(型件) アルキセルト老さアルナナ
本	42. 「合理的配慮」について詳しく明記してい	記載していきたいと考えています。
方	ただきたいと思います。	
針		
3		
基	43.「特別な支援を必要とする児童生徒への指	貴重なご意見として、今後の参考とさせ
本	導の充実」の一点目「特別支援教育の視点	ていただきます。
方	を生かした」では、意味が分かりにくいと	
針	思われます。「障害を個性として、互いの良	
3	さを認め合う意識を育てていく学級経営」	
	としていただきたいです。	
基	44. 「基本方針」では「教職員の専門性の向上」	特別支援教育担当者のみならず、学校内
本	と書かれていますが、これは通常学級でさ	の協力体制は重要だと考えています。
方	まざまな子どもが共に学ぶうえでの能力の	
針	向上や学校側の協力体制も含まれているの	
4	でしょうか?こちらも明記していただけれ	
	ばと思います。	
基	45.「教職員の専門性の向上」について、特別	校長をはじめとするすべての教職員に
本	支援学級担当者の専門性、通級指導教室担	対して、特別支援教育に対する正しい理解
方	当者の育成と、一部の教職員の向上しか明	や支援方法に関する専門性を高めていく
針	記されていません。一部の教職員しか障害	ことが大切だと考えています。
4	のある子の教育ができない、と教職員や保	
4	護者に思わせてしまいます。同じ場で共に	
	学ぶことを追求する学校教育を整備するた	
	めには、「さまざまな子供が在籍する通常学	
	級で、共に生きる教育を推進するための教	
	職員研修」という、共生教育のための専門	
	性の明記も必要です。「多様な学びの場」に	
	対応できるよう、全ての教職員の専門性を	
	向上させる、という視点が抜けています。	
基	46.「共生社会の形成」を実現させるために必	
本	要な教職員の「専門性」とは教職員一人ひ	
方	とりに、もっと言えば教職員集団総体に欠	
針	かせないものです。特別支援学級担当者に	
4	限定されるかのようなニュアンスは指針に	
	即しません。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

基	47.「教職員の専門性の向上」で通常学級の担	
本	任も自閉症や ADHD、知的障害、肢体不自由	
方	の特性の知識の研修を受けて、支援学級の	
針	担任と通常学級の担任との連携がとれる学	
4	級にして欲しいです。	
基土	48.「教職員の専門性の向上」では支援学級な	
本	どの教職員に対することだけで、通常学級	
方	で障害のある子どもたちに関わる教職員に	
針	対することが全く想定されていません。	
4		
基	49.「教職員の専門性の向上」について、特別	
本	支援学級や通級指導教室担当者の専門性、	
方	指導力向上については明記されています	
針	が、ここでも通常学級のことには触れられ	
4	ていません。通常学級で、さまざまな子ど	
7	もたちが共に学ぶための教職員の能力の向	
	上や育成、研修などについても、明記して	
L	いただきたいです。	
基	50. 通常学級を担任している教員、学校の教	
本	育現場にいる職員全般に、「教職員の専門性	
方	の向上」を願います。特別支援にかかわる	
針	教員だけでなく、「通常学級を担任している	
4	教員、学校の教育現場にいる職員全般」に	
	対しても明記して下さい。	
基	51.「特別支援学級担当者の専門性を向上…」	
本	とありますが、これでは"分けた場"での教	
方	育が充実するだけのように思えます。「改定	
針	指針の方向性 ①に『共に学ぶことができ	
	る環境の整備と配慮』とあるように、通常	
4		
	学級にて障害がある子もない子も共に学ぶ	
	ということに関しての、教員の能力の向上	
++-	を求めます。	
基本	52. 特別支援学級担当者以外に通常学級の担	
方	当者においても、通常学級で障害のある子	
針	もない子も共に学べるよう専門性の向上を	
4	図っていただきたい。	
基	53.「4 教職員の専門性の向上」についても	
本	通常級の先生が含まれていません。これで	
方	は通常級の先生は学ぶ機会も少なく、イン	
針	クルーシブ教育の実現する意識すら希薄な	
4	ものとなってしまいます。	
基	54. 「特別支援教育サポートセンター(仮称)」	特別支援教育サポートセンター(仮称)
本	の設置に当たっては「共生社会の形成」「共	については、整備基本構想に基づき設置を
方	生共学・インクルーシブ教育の実現」に向	予定しており、その目的等について記載す
針	けて先進県等との交流を含め、その目的・	ることとしていきます。
5	月本的方向性について明記すべきと考えま	WCCCU(('C &) 0
	共体的方向性について研託すべさと考えま す。	
1	1 9 0	

麦	55.「共生社会の実現に向けた、意識醸成の取	今後とも引き続き、関係団体との協力・
4	組について明記」とあります。ぜひ、具体的	協働を図りながら、取り組んでいきたいと
1 7	に明記していただき、積極的に取り組んで	考えています。
金		, ,
6		
麦	56.「共に学ぶ学校環境の整備」について、改	今後の特別支援教育のさらなる充実を
4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	図るためには、7つすべての基本方針が大
		切だと考えています。一つ一つの方針を大
金		切にしながら、本市特別支援教育の充実に
7		向けた環境の整備や学校教育の充実に努
基	1 7	めていきます。
1 4		
1		
金金		
7		
'	おらず、この文言はおかしいです。改定の	
	背景に「同じ場で共に学ぶことを追求する	
	とともに~」と明記しているのに、この文 言では、分けた学びの場の追求の整備であ	
	り、共に学ぶ場の追求の整備になっていま	
基	せん。	
 	<u>-</u>	
ナ		
金		
7		
基		
4		
1 7		
金		
7		
基		
4		
1		
金		
7	,, , , •	
基	<u>- </u>	
オナ		
金	├ 育する場」を充実させよっとしているとし	
7		
基		
4		
ナ	に明記してください。普通学級も明記して	
金	ト ください。普通学級にいながら、周りや担	
7	任の先生に、その子の「障害」の理解をして	
	もらい、合理的配慮をしてもらいながら勉	
	強をしていくことの大切さも大事にした指	
1		

針にしてください。

基	63. 基本方針の 1 番に掲げていただきたい。	
本	通常学級で共に学ぶ教育をすすめていただ	
方	きたい。学校看護師などの人的支援につい	
針	ては、これから医療的ケアが必要な生徒が	
7	共に学べるようにさらにすすめていただき	
	たい。少人数学級の実現、支援員の補充を	
	行い、共に学べる環境整備に努力していた	
	だきたい。	
	64. 改定指針の方向性の①に「共に学ぶこと	
	ができる環境の整備と配慮」とあります。	
	基本方針の7番目に「共に学ぶ学校環境の	
	整備」とあります。基本理念にも「共生社会	
	の形成に向けた特別支援教育の推進」とあ	
	ります。みんなが同じ空間で学ぶ環境のこ	
	とをもっと追求していただきたいと思いま	
	す。7番目ではなくもっと上位に記載してく	
	ださい。	
基	65.「同じ場でともに学ぶ」ことを実現してい	新たな指針の下、各学校において特別支
本	くには、1クラスの人数を減らしたり、支援	援教育の更なる充実が図られるよう、指
方	員を増やしたり、教育内容を変えていくな	導・助言を行っていくとともに、引き続き、
針	どがどうしても必要なのに、そのことが書	国や県の学級編制基準に基づいた教員の
7	かれていません。	適正な配置に努め、できるだけ学校の要望
		が活かされるよう、特別支援教育支援員の
		配置に工夫していきます。